

【重要】

専修学校における遠隔授業の実施に当たり、課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3の上限への算入に関する考え方の明確化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特例的な措置として認められていた弾力的な運用について、今後、感染症や災害の発生時等の非常時においても同様に認められることについてお知らせします。

3文科教第283号
令和3年6月9日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
専修学校を置く国立大学法人の長 殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司
(公 印 省 略)

専修学校における遠隔授業の取扱いについて（周知）

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校における令和3年度の学校運営に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、生徒の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じるよう御指導いただいております。

令和2年12月22日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたことや、デジタル時代にふさわしい仕組みとして、教育現場におけるICTを活用した新たな取組が学生の希望等に応じた形で行われるよう、その内容の一層の充実のための具体的な検討を行い、令和2年度中に政府として取りまとめることとされたことを踏まえ、このたび、大学等における遠隔授業の取扱いが整理されました。当該整理を踏まえ、専修学校における遠隔授業の取扱いを整理いたしましたので、下記のとおりお知らせします。各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 遠隔授業の実施に関する取扱い

- ・ 専修学校設置基準第 13 条第 1 項で規定する遠隔授業により実施する授業科目において学修する授業時数は、同条第 2 項の規定により全課程の修了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 を超えないものとして上限が設定されているが、同基準第 19 条第 1 項等で規定する対面授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、対面授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、対面授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、対面授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- ・ なお、専修学校は、生徒が校舎に来て学ぶことを前提とした教育機関であり、各専修学校は、生徒に寄り添った対応を講じ、生徒が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること。

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- ・ 令和 2 年 7 月 28 日付生涯学習推進課事務連絡「専修学校等における本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を対面授業により予定通り実施することが困難な場合において、専修学校設置基準第 19 条第 1 項等に規定する対面授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を対面授業により実施することが困難な場合において、対面授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

3. その他

- ・ 1. で示した遠隔授業の実施に関する取扱いについて、遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、具体的な取扱い例について、令和 2 年 5 月 25 日生涯学習推進課事務連絡「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A 等の送付について（5 月 25 日時点）」を更新する形で示す予定であること。
- ・ 2. で示した専修学校設置基準第 19 条第 1 項等に規定する対面授業の特例的な措置

として弾力的な運用が認められる遠隔授業の取扱いについては、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることなど、令和3年3月4日総合教育政策局長通知「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（以下「3月通知」という。）等で示す留意事項について引き続き参照すること。

- ・ 1. 2. で示した取扱いについては、留学生についても適用されること。また、留学生に対する学修機会の確保等については、令和3年3月31日生涯学習推進課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」を引き続き参照すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下における授業の実施に当たっては、先に3月通知等において示しているとおり、十分な感染対策を講じた上での対面授業の実施など、学修者本位の教育活動の実施と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めること。

（主な関係資料）

- 令和3年3月4日付総合教育政策局長通知「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf



- 令和2年7月28日付総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡通知「専修学校等における本年度及び次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」

https://www.mext.go.jp/content/20200731-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- 令和2年5月25日付総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡通知「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について（5月25日時点）」

https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



＜本件担当＞
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915